

事 務 連 絡

平成 2 1 年 1 月 2 0 日

各

都道府県
指定都市
中核市

 民生主管部局 御中

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

厚生労働省老健局計画課

社会福祉施設等におけるインフルエンザ対策等の一層の徹底について

社会福祉施設、介護老人保健施設（以下「社会福祉施設等」という。）入所者等のインフルエンザ対策については、既に「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」（平成 20 年 12 月 2 日雇児総発第 1202001 号、社援基発第 1202001 号、障企発第 1202002 号、老計発第 1202001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）を通知したところですが、東京都内の医療機関におきまして入院患者及び職員の間でインフルエンザが集団発生し、入院患者のうち 3 名が死亡するという事態が発生したことを受けて、別添「インフルエンザ対策の更なる徹底について」（平成 21 年 1 月 19 日健感発第 0119002 号、医政指発第 0119001 号厚生労働省健康局結核感染症課長、医政局指導課長連名通知）が発出されたところです。

また、今月に入り、高齢者施設の入所者がノロウイルスによる感染性胃腸炎に集団感染し、死亡する事例も発生しております。

貴職におかれましては、衛生主管部局と連携しながら、所管の社会福祉施設等、関係団体に対し、感染症の発生・まん延を防止するための取組みの一層の徹底及びインフルエンザやノロウイルス等による感染が疑われる症状が表れた場合には、速やかに医療機関を受診すべき旨の注意喚起をお願いするとともに、以下のホームページを随時参照の上、これらの感染症についての適切な情報を周知していただきますようお願いいたします。

(参考)

インフルエンザホームページ (厚生労働省)

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/index.html>

ノロウイルスに関する Q&A (厚生労働省)

<http://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/kanren/yobou/dl/040204-1.pdf>



健感発第0119002号

医政指発第0119001号

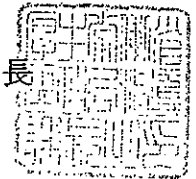
平成21年1月19日

各
〔 都道府県
政令市
特別区 〕
衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



厚生労働省医政局指導課長



インフルエンザ対策の更なる徹底について

毎年冬季に流行を繰り返し、国民の健康に対して大きな影響を与えているインフルエンザにつきましては、平成20年11月14日健感発第1114001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知「今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」において、その対策の徹底並びに関係機関及び関係団体に対する周知方お願いしたところですが、東京都内の医療機関におきまして、入院患者及び職員の間でインフルエンザが集団発生し、入院患者のうち3名がお亡くなりになるという事態が発生し、別添のとおり、東京都より注意喚起が行われたところです。

つきましては、貴職におかれまして、再度、「平成20年度今冬のインフルエンザ総合対策について」に規定する各般施策の実施の徹底を図られるとともに、特に、今般の集団発生事例を受けて、高齢者等の高危険群の属する者が多く入所している施設におけるインフルエンザ対策を徹底すべく、民生主管部局等の関係部局や医師会等の関係団体との連携をより一層進めていただきますよう、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

また、医療機関に対しては、平成17年2月1日医政指発第0201004号厚生労

働省医政局指導課長通知「医療施設における院内感染の防止について」等に基づき、インフルエンザを含めた院内感染対策を徹底すること、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の報告義務に該当しない場合についても、重大な院内感染事例発生時には、保健所等の行政機関への速やかな連絡により技術的支援等を得ること等を指導するよう重ねてお願いいたします。

なお、インフルエンザウイルスA/H1N1におけるオセルタミビル（商品名：タミフル）耐性の分離状況につきまして、先日、各衛生主管部局担当者に対して情報提供を行ったところです。今後も、最新の情報を把握いただくようお願いいたします。